

著作権内規

制定：2017年1月29日

1 総則

本内規は、日本図書館情報学会（以下、「本学会」）が編集する著作物及び個別の著作物（『日本図書館情報学会誌』（以下、「学会誌」）、『研究集会発表論文集』、図書館情報学に関する研究シリーズ（以下、「シリーズ」）、『図書館情報学用語辞典』等）に掲載される論文等（以下、「論文等」）の著作権（著作権法第21条から28条に規定されているすべての権利）の取り扱いに関して取り決めることを目的とする。

2 著作物に関する著作権の帰属

- (1) 学会誌に掲載される論文等に関する著作権は、本学会に帰属する。
- (2) 『研究集会発表論文集』に掲載される論文に関する著作権は、著者に帰属する。
- (3) シリーズに掲載される論文等に関する著作権は、本学会に帰属する。
- (4) 『図書館情報学用語辞典』に掲載される項目に関する著作権は、本学会に帰属する。

3 著作権許諾譲渡の手続き

- (1) 学会誌に論文等が掲載された著者は、「著作権譲渡契約書」（様式1）に署名の上、これを編集委員長に電子ファイルで送信するか、もしくは郵送する。同契約書は学会事務局がこれを保管する。
- (2) シリーズに論文等が掲載された著者は、「著作権譲渡契約書」（様式2）に署名の上、これを研究委員長に電子ファイルで送信するか、もしくは郵送する。同契約書は学会事務局がこれを保管する。

4 『研究集会発表論文集』の利用許諾

本学会は、発表論文を『研究集会発表論文集』の作成および教育・研究の目的で印刷物およびウェブ等の電子メディアで使用するために、発表論文の提出時に著者から利用許諾を受ける。

5 学会誌に掲載される論文等の利用

- (1) 著作者が何らかの目的で利用もしくは公開する場合は、事前に本学会に届け出を行なった上で、掲載することができる。ただし、掲載に際してはその出典を明記しなければならない。その際、出版社版の使用は刊行後1年経過後とし、刊行後1年以内は著者最終版のみ使用可とする。
- (2) 第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、本学会の編集委員会における審議を経て、適当と認められたものについて許可することができる。

6 著作物の出版および販売の権利

- (1) シリーズ本体の出版および販売の権利は、別途、本学会が出版社と交わす「出版契約書」等で定める。
- (2) 『図書館情報学用語辞典』本体の出版および販売の権利は、別途、本学会が出版社と交わす「出版契約書」等で定める。

7 著作権侵害への対応

本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い)があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

8 本内規の改訂にあたっては、常任理事会において審議・承認されるものとする。

付則 本内規は2017年1月29日から施行する。